

11月12日～11月25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など)は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。

期間中、国や都道府県、市町村、関係機関・団体が協力して、女性に対する暴力を根絶するためのさまざまな取り組みを展開します。県民一人一人がこの問題に関心を持ち、「暴力は絶対に許さない」という気運を高めることが大切です。

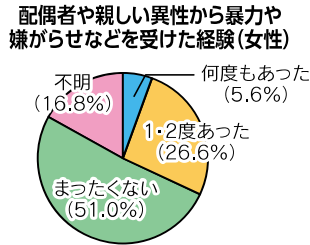


パープルリボンは、女性に対する暴力の根絶運動のシンボルです。

女性の3人に1人が配偶者等からの暴力を経験

鹿児島県でも、女性の3人に1人が、配偶者や親しい異性から、暴力や嫌がらせなどを受けたことがあると答えており、このうち、「何度もあった」と答えた人は20人に1人となっています。

(平成19年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)



こんなことはありませんか？ 心あたりがあれば一人で悩まず相談してください。

●配偶者や交際相手からの暴力(DV)

「暴力」は身体的な暴力ではありません。

身体的暴力	精神的・社会的暴力	経済的暴力	性的暴力
<ul style="list-style-type: none"> ・なぐられる ・蹴られる ・物を投げられる ・突き飛ばされる など 	<ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴られる ・無視される ・交友関係を監視される など 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活費を渡されない ・働かない ・借金を重ねる など 	<ul style="list-style-type: none"> ・性行為を強要される ・避妊に協力しない など

●セクシュアル・ハラスメント

「恋人はいるの?」「結婚はまだ?」などといったプライベートな質問や性的なことを話題にするなどして、相手が不快感を覚えれば、セクシュアル・ハラスメントにあたります。

- ・性的な冗談や、からかい
- ・食事やデートへの執拗な誘い
- ・身体への不必要な接触
- ・性的関係の強要
- など



✦悩んでいるあなたへ

暴力は決して許されるものではありません。もしもあなたが暴力をふるわれたとしたら…あなたはその暴力に対して「NO」という権利があります。我慢したり、一人で悩んだり、自分を責めたりする必要はありません。

✦悩んでいる人が身近にいたら

どんな理由であれ、暴力を正当化することはできません。相談を受け、支援する機関があることを伝えてください。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取り組み

- 街頭キャンペーン(鹿児島中央駅前) 11月12日(土)
- アミュランのパープル・ライトアップ 11月12日(土)、25日(金)
- パネル展示
 - ・11月1日(火)～25日(金) 県庁18階展望ロビー
 - ・11月12日(土)～25日(金) かごしま県民交流センター2階展示ロビー
- デートDV防止セミナー
 - ・11月5日(土)午後3時～午後5時 リナシティかのや
 - ・11月20日(日)午後1時30分～午後3時 志布志市文化会館
- 法律相談「女性のための法律110番」 11月15日(火)
 - ※県男女共同参画センター ☎099(221)6603にお電話ください。



女性に対する暴力 相談窓口

早めの相談が問題解決への第一歩です。相談は無料で、秘密は守られます。

相談内容	相談窓口	電話番号
配偶者等からの暴力	県女性相談センター	099(222)1467
	かごしま県民交流センター(県男女共同参画センター)	099(221)6630 099(221)6631
	各地域振興局・支庁の保健福祉環境部(地域保健福祉課)	
	鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま相談室)	099(813)0853
	県警察本部総合相談窓口(24時間対応)	#9110(7ヶ所回線)、099(254)9110
	お住まいの市町村の相談窓口	
性犯罪に係る被害や捜査	性犯罪被害110番(県警察本部)	099(206)7867
売春強要など	県警察本部総合相談窓口(24時間対応)	#9110(7ヶ所回線)、099(254)9110
	県女性相談センター	099(222)1467
人身取引に係る被害	県警察本部総合相談窓口(24時間対応)	#9110(7ヶ所回線)、099(254)9110
	福岡入国管理局鹿児島出張所	099(222)5658
職場におけるセクシュアル・ハラスメント	県女性相談センター	099(222)1467
	鹿児島労働局雇用均等室	099(222)8446
つきまとい・ストーカー行為の被害	県警察本部総合相談窓口(24時間対応)	#9110(7ヶ所回線)、099(254)9110
女性に対する人権侵害	女性の権利ホットライン(鹿児島地方事務局)	0570(070)810
	県女性相談センター	099(222)1467
	かごしま県民交流センター(県男女共同参画センター)	099(221)6630 099(221)6631
	鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま相談室)	099(813)0853

※身の危険を感じた場合は110番へ!

問い合わせ先 県庁男女共同参画室 ☎099(286)2634

「本物。鹿児島県」

鹿児島が誇る匠の技

～鹿児島県の国指定伝統的工芸品～

鹿児島県には、経済産業大臣が指定した伝統的工芸品として、「本場大島紬」、「川辺仏壇」、「薩摩焼」の3品目があります。

鹿児島県の先人たちが受け継いだ技術・技法によってつくり出され、日常生活や文化の中で、長年にわたって、愛され、使われてきた伝統的工芸品は、鹿児島の生活文化には欠くことのできない本県の誇りです。

本場大島紬



1300年の歴史を持ち、独特の「泥染め」の技法や緻密な緋(かすり)模様が特徴で、絹織物の最高傑作と賞賛されています。

問い合わせ先

・本場大島紬織物協同組合 ☎099(254)1185
・本場奄美大島紬協同組合 ☎0997(52)3411

川辺仏壇



豪華さと堅ろうさを併せ持つ仏壇として定評があり、木地、宮殿、彫刻、金具、蒔絵(まきえ)、塗装、仕上の7工程で制作されます。

問い合わせ先

鹿児島県川辺仏壇協同組合 ☎0993(56)0240

薩摩焼



朝鮮に出陣した島津義弘が朝鮮から陶工を連れ帰ったことが起源。薩摩焼は白薩摩(白もん)と黒薩摩(黒もん)に大別されます。

問い合わせ先

鹿児島県陶業協同組合 ☎099(292)5156

国指定伝統的工芸品とは?

工芸品を製造する技術・技法や工芸品の原材料が100年以上の歴史を持ち、今日まで継続しているなどの条件を満たし、経済産業大臣が指定したものが伝統的工芸品です。

国の指定を受けた工芸品には、伝統の「伝」と、日本の心を表す赤い丸(日の丸)を組み合わせた「伝産マーク」を貼ることができます。



(伝産マーク)

各産地組合のブランド化に向けた取り組み

国指定伝統的工芸品を製造している産地組合では、「本場奄美大島紬」、「本場大島紬」、「薩摩焼」および「川辺仏壇」を地域団体商標に登録し、地域ブランド化に向けた取り組みを行っています。

問い合わせ先 県庁かごしまPR課 ☎099(286)3050